

平成30年度 第1回船橋市防災会議会議録

日時：平成30年6月28日（木）午後1時30分～2時45分

場所：市役所9階 第1会議室

○事務局（危機管理課 課長補佐）

本日は、お忙しいところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから、平成30年度船橋市防災会議を開催いたします。

本日の会議は、定数45人中41人の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、「船橋市防災会議運営要領第2条第2項」の規定により、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、船橋市防災会議の会長であります、松戸 徹船橋市長より、ご挨拶を申しあげます。

○会長挨拶（市長）

皆様、こんにちは。大変お忙しい中、船橋市防災会議にご出席をいただき本当にありがとうございます。

そして、日頃から皆様方には、防災行政はもとより、市政運営に対する様々な分野においてお力添えをいただきまして、ご協力、ご支援を賜っておりますことを、この場をお借りして御礼申し上げます。

ご承知のとおり、今月の18日に大阪の北部で地震がございました。最大震度6弱ということでございましたけれども、内閣府の発表では25日の18時現在で、2府5県で被害が発生しております。残念なことに5名の方がお亡くなりになって421名の方が負傷されました。そういった中で特にブロック塀の下敷きになった小学生の本当に残念な結果がございました。

市といたしましても地震発生当日に建築基準法12条点検というのがございますけれども、その中でブロック塀の再検査、調査結果の精査をいたしました。そして翌日にはすべての学校で、道路に面しているブロック塀の安全確認を行っております。その中ですぐに壊れるというものではございませんが、6ヶ所の改修をした方が良い箇所がございましたので、それについては早急に改修をしてまいりたいと思っております。そして20日には市内の公共施設554施設のうち、ブロック塀がある49施設についても総点検をして、今、結果が上がってきておりますけれども危険性があるものについては技術者が現地に赴いて改めて確認をした上で対応してまいりたいと考えております。

船橋市ではブロック塀の撤去について補助事業を続けてきておりますけど、直近の28年度から30年度の今日まで20件のブロック塀から生垣への変更等について実績がございますし、これについては積極的にやっていきたいと考えております。

今月に入ってから千葉県でもスロースリップが原因と言われる地震が確認されておまして、また、26日には政府の地震調査委員会が、30年以内に震度6弱以上の揺れに襲われる危険性を示す「全国地震動予測地図」というものを公表しました。都道府県庁の所在地としては千葉市が一番危険性が高いと指摘がございましたけれども、隣接する船橋市におきましても、しっかりと受け止めた上でさらに防災に対する取組みを強化して参りたいと考えています。

ただ防災に対しての備えというのは行政だけで成し得るものではございませんし、今日ご出席いただいている委員の皆様を始めとして多くの皆様のご理解とご協力をいただきながら今後も取り組んでいきたいと考えております。

本日は、今年度の船橋市総合防災訓練実施要綱について諮問いたしますとともに、30年度の主な事業内容について概要を説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

○事務局（危機管理課 課長補佐）

（はじめに、事務局より、異動等に伴う新委員の紹介と配布資料の確認を行いました。）

それでは、ただ今より船橋市防災会議を始めさせていただきます。船橋市防災会議運営要領第2条第1項により、会長が議長になることが定められておりますので、会長に議事の進行をお願い致します。それでは議長お願いします。

○議長（市長）

これより議事に入ります。本日の議題は、諮問事項1件、報告事項1件でございます。

はじめに、諮問事項の議案第1号「平成30年度船橋市総合防災訓練実施要綱（案）について」事務局より説明願います。

○事務局（危機管理課 課長）

お手元の議案第1号「平成30年度船橋市総合防災訓練実施要綱（案）について」をご覧ください。

こちらは、市が実施する総合防災訓練として、災害対策基本法第48条の規定及び船橋市地域防災計画におきまして、船橋市総合防災訓練実施要綱を定めて実施することから、本日、ご審議をお願いするものでございます。

まず、1. 今年度の総合防災訓練の目的としまして、災害対策基本法及び船橋市地域防災計画に基づき、本市に影響を及ぼす大地震の発生を想定し、市及び防災関係機関が市民と一体となって、応急対策等の防災活動が迅速かつ的確に総合的に対応できるよう体制の確立を図り、災害に強いまちづくり及び災害に強い行動力をもった人づくりを目的に訓練を実施するものでございます。

次に、2. 今年度の訓練方針といたしましては、首都圏直下型の地震の発生が危惧されるなか、千葉県が被害想定した千葉県北西部直下型地震の発災後、迅速かつ柔軟な対応が取れるように、船橋市地域防災計画に基づく発災対応型訓練を数多く取り入れ、市職員及び地域住民の初動時の対応強化及び防災関係機関等との連携強化を図るものでございます。

次に、3.（訓練実施日）でございます。（1）発災対応型訓練については、8月26日（日曜日）午前9時から12時までといたします。（2）予知対応型訓練（情報伝達）については、8月31日（金曜日）午前9時から10時までといたします。

次に、4.（訓練会場）でございます。訓練会場は、市内全54小学校と27中学校及び船橋特別支援学校高根台校舎の合計82会場となります。その内、メイン会場につきましては、東部地区は七林中学校、西部地区は法典小学校、南部地区は宮本小学校、北部地区は坪井小学校、中部地区は高根台中学校で実施いたします。

応急対策訓練については、後ほどご説明いたします。

次に、5.（訓練想定）でございます。平成30年8月26日（日曜日）午前9時に、千葉県北西部を震源とする地震が発生し、地震の規模はマグニチュード7.3と推定され、市内でも最大震度6強を観測したという想定であります。

地震により、住家や道路などに甚大な被害がもたらされ、ライフラインの機能が失われている。また、死者、負傷者等が多数発生し、市街地を中心に多数の火災が発生している想定であります。

予知対応型訓練の想定については、後ほどご説明いたします。

次に、6.（訓練概要）でございます。まず、（1）発災対応型訓練についてでございますが、先ほどご説明した訓練想定のもと、82会場で共通訓練を行い、メイン会場となる5つの訓練会場等では他に特色のある訓練を実施いたします。

なお、訓練内容として共通訓練、メイン校訓練、施設限定訓練、応急対策訓練に区別しております。次に、（2）予知対応型訓練についてでございますが、災害時の情報収集伝達手段である防災MCA無線により、本市と防災関係機関との情報伝達訓練を実施します。

次に、7.（訓練体系）でございます。ここでお示ししております「発災対応型訓練」は、市と市民、関係機関等が連携して実施するものであり、「予知対応型訓練」は各関係機関との情報伝達を主として実施するものです。

各訓練の詳細については、この後ご説明いたします。

次に、8.（発災対応型訓練項目）でございます。

（1）全避難所で実施する共通訓練の項目といたしまして、①いっせい行動訓練（シェイクアウト訓練）、②要配慮者安否確認訓練（選択式）、③避難訓練、④避難所開設・運営訓練、⑤資機材取扱い訓練、⑤無線通信訓練、⑥備蓄品配給訓練 以上を訓練項目としております。

（2）メイン校訓練の項目といたしまして、①スタンドパイプを使用した消火訓練（東部地区：七林中学校）、②応急給水訓練（消火栓）（東部地区：七林中学校）③3Q体操（東部地区：七林中学校）、④急傾斜地・土砂災害避難訓練（西部地区：法田小学校）、⑤応急給水訓練（受水槽、給水車、消火栓）、（南部地区：宮本小学校）、⑥ペット同行避難訓練（北部地区：坪井小学校）、⑦障害者団体との避難所運営訓練（中部地区：高根台中学校）以上を訓練項目としております。

（3）施設限定訓練の項目といたしまして、①マンホールトイレ設置訓練（6校）、小学校（金杉、船橋、西海神）、中学校（前原、高根、旭）、②耐震性貯水槽の動力ポンプを使用した消火訓練（14校）、小学校（小栗原、三山、二和、南本町、薬田台、三咲、西海神、高根台第三、高根東）、中学校（七林、坪井、二宮、御滝、古和釜）以上を訓練項目としております。

（4）応急対策訓練の項目といたしまして、①災害医療体制訓練（船橋市立医療センター及び船橋市立看護専門学校）、②消防局・消防団警防本部設置／運営訓練（消防局指令センター）、③各署隊本部設置／運営訓練（各消防署）、④帰宅困難者対策訓練（船橋駅・西船橋駅周辺帰宅困難者等対策推進協議会）

次に、9.（予知対応型訓練項目）でございます。予知情報伝達訓練（通信訓練）を実施いたします。

次に、10.（各訓練詳細）でございます。

（1）共通訓練についてご説明いたします。

①いっせい行動訓練（シェイクアウト訓練）は、今年で5回目の実施となります。

参加表明をいただいた方が家庭や職場など、午前9時の訓練開始のサイレンを合図に、参加者が居合わせたそれぞれの場所で、約1分間、①姿勢を低くし ②頭を守り ③揺れが収まるまでじっとする、身を守る3つの安全行動を行う訓練です。昨年度は、約18万1千人の皆さまに参加表明をいただきました。6月27日現在、110,174人の登録をいただいております。本日、今年度の総合防災訓練のチラシを資料の中に付けております。ご覧いただき、各機関におきましては、いっせい行動訓練への積極的な参加表明と事前の登録にご協力願います。

②要配慮者安否確認訓練については、要配慮者の支援者（町会・自治会、地区社会福祉協議会、民生委員等）が、「安心登録カード登録者名簿」などを活用して、要配慮者本人や家族を直接訪問して安否確認を行うもので、選択訓練として実施するものです。

③避難訓練については、各地域で定められた経路を確認しながら、安全に避難する訓練になります。

④避難所開設・運営訓練については、市民が主体となり、市職員と連携して、避難所の開設・運営を行うものです。

⑤資機材取扱い訓練については、

ア 簡易トイレ設置訓練、組み立て式の簡易トイレを組立て、取扱い方法を確認します。

イ 発電機を使用した照明機の設置訓練、カセットボンベ式発電機とバルーン型LED照明機を組立て、取扱い方法を確認します。

ウ ワンタッチパーテーション組立訓練、女性の着替えや授乳等に使用するパーテーションを組立て、取扱い方法を確認します。

エ けん引式車いす補助装置取付け訓練、けん引式車いす補助装置を組立て、取扱い方法を確認します。

⑥無線通信訓練、防災MCA無線を活用した通信伝達訓練を医療機関、防災関係機関及び各避難所にて実施します。

⑦帰宅困難者対策訓練、各関係機関とMCA無線等を活用して、被害状況等の伝達訓練を実施します。

次に（2）メイン校訓練についてご説明します。

①スタンドパイプを使用した消火訓練

排水栓を使用した初期消火資機材を設置し、取扱い方法を確認します。

②応急給水訓練

消火栓を使用した仮設給水栓からの給水方法を確認します。

③3Q体操

3Q体操とは、子供から高齢者まで気軽に実践できる気功をベースに考案された健康体操であり、避難所生活では運動不足になりがちになるため、3Q体操を通じて心と身体のリフレッシュを目的として実施します。

④急傾斜地・土砂災害避難訓練

安全な避難経路、避難先及び避難に要する時間を確認します。

⑤応急給水訓練

受水槽からの給水及び給水車からの給水、並びに消火栓を使用した仮設給水栓からの給水方法を確認します。

⑥ペット同行避難訓練

避難所の共同生活において、人とペットが共存するには特別な配慮が求められるた

め、ペットを同行して、避難所におけるペットの飼育方法等について講話をします。

⑦障害者団体との避難所運営訓練

要配慮者に対し、一般の避難者と同じような円滑な受付、避難スペースまでの誘導等を考慮した避難所の運営、支援を実施します。

次に、(3) 施設限定訓練についてご説明します。

①マンホールトイレ設置訓練

マンホールトイレ設置場所を確認し、開閉方法・上部のテント等資機材を組立て、取扱い方法を確認します。

②耐震性貯水槽の動力ポンプを使用した放水訓練

自主防災組織、消防団員及び消防職員が協力し、震災時の火災に対応することを目的に整備され、震災等の際に活用できるよう取扱い方法を確認します。

次に、(4) 応急対策訓練についてご説明します。

①災害医療体制訓練

5 師会、これは医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会・柔道整復師会と、災害医療協力病院等の医療関係機関・船橋市災害対策関係者及び保健所を一堂に会し、災害医療体制訓練（本部間の情報連携、傷病者のトリアージから治療の流れ・傷病者の搬送等）を実施し、各機関の役割・傷病者の流れを確認し共通認識を図ります。

②消防局・消防団警防本部設置・運営

消防指令センター 301 会議室にて警防本部設置・運営訓練を実施します。

③各署隊本部設置・運営訓練

各消防署にて署隊本部設置・運営訓練を実施します。

④帰宅困難者対策訓練

各関係機関へMCA無線等を活用し被害状況や情報等の伝達訓練を実施します。

次に、(5) 予知情報伝達訓練（通信訓練）についてご説明します。

平成30年8月31日（金）午前9時頃、気象庁より「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」が発表されたという想定で、防災MCA無線により関係機関及びライフライン各事業所への通信訓練及び予知情報伝達訓練を実施します。

次に、11. 訓練時系列総括表でございます。

別紙1として作成しております。ただ今、ご説明申し上げました訓練内容を時系列にまとめたものでございます。

次に、12. 訓練の中止についてご説明します。

訓練は小雨決行とします。ただし、災害が発生し、又は災害の発生するおそれがある場合、その他特別の事情によりやむ得ない場合は中止とします。

例えば台風の接近などにより、水防準備配備体制が予想される場合は中止となります。

なお、訓練中止の決定については、当日の午前7時30分し、市民に対する訓練中止の広報は、防災行政無線、災害情報メール配信サービス、ホームページ、J：COMにより行います。

次に、13. 安全管理についてご説明します。

各訓練会場全体の安全管理については従事職員の班長が配慮し、各訓練項目の安全管理については各訓練を担当する職員が配慮します。

特に熱中症などの暑さ対策となりますが、訓練参加者には水分補給のお願い、日陰などを利用するなど、訓練を担当する職員が行います。

次に、14. 訓練参加関係機関でございますが、(1) 発災対応型訓練、(2) 予知

対応型訓練につきまして記載させていただいた機関の実施となります。
最後に、15. 主催、船橋市でございます。
以上でございます。

○議長（市長）

ただ今説明のありましたことについて、各委員の皆様方からのご質問、ご意見等がございましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、平成30年度船橋市総合防災訓練実施要綱（案）についての採決に移ります。本案のとおりとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手）

ありがとうございます。挙手全員でありますので、本案は承認されました。

先ほど、危機管理課長の方からお話しがございましたが、シェイクアウト訓練については一人でも多くの方、訓練そのものは簡単でございますけれども参加をすることで防災への意識を高めることに繋がりますので、各関係機関の皆様の協力を改めてお願い申し上げます。

次に、報告事項に移ります。報告事項について、事務局より説明願います。

○事務局（危機管理課 課長）

平成30年度の船橋市の主な事業内容についてでございます。

お手元の、資料1報告事項「船橋市の主な事業内容について（30年度）」をご覧ください。

こちらは、船橋市の今年度の防災に関する主な事業内容をまとめたものです。それでは、主な事業内容についてご報告いたします。

まず、防災アセスメント調査及び地区別防災カルテの改定でございます。平成29年度より、本市の地震被害想定調査を見直しており、平成30年度は、防災アセスメント調査及び24コミュニティ毎に作成している地区別防災カルテの取りまとめを行ってまいります。

次に、マンホールトイレの整備になります。

災害発生時のトイレ不足や良好な衛生状態等を確保するため、避難所等へマンホールトイレを計画的に整備するものとし、30年度は多くの帰宅困難者等が利用することが想定される小栗原小学校に10基を整備します。なお、現在の整備数は、20施設・134基でございます。

次に、防災行政無線の整備になります。

災害時の情報伝達に利用する防災行政無線のデジタル化を、平成31年度までに計画的に進めるほか、防災行政無線の聞き取りにくい市内4か所（鈴身町（2か所）、東中山、みやぎ台）にスピーカー等の放送設備を新たに設置する予定でございます。なお、現在の設置数は177基で、うち、23基がデジタル化でございます。

次に、ヘリサインの整備になります。

発災初動期におけるヘリコプターの機動力を活かした活動は、人命救助に直結する

ものであり、そのヘリコプターの支援としてヘリサインの設置を行います。現在、市内のヘリサイン設置済み施設は29施設となっておりますが、30年度は運動公園体育館の屋上に整備を行ってまいります。

次に、排水栓を活用した初期消火資機材の貸与になります。

排水栓は、千葉県水道局が水道管内の水質維持などを目的に設置した水道設備になります。地域防災力の充実強化のため、自主防災組織に対して、この排水栓を活用する初期消火資機材を20台購入し無償貸与するほか、総合防災訓練等での訓練用の機材を新たに購入いたします。なお、現在の貸与数は37台となっております。

次に、備蓄品の整備になります。

災害時における食糧及び生活必需品等の供給体制の充実と迅速な防災活動を実施するため、避難所に整備している備蓄品を更新いたします。

次に、防災士取得・災害救援ボランティア講座の受講費用の補助になります。

地域での防災活動を担うリーダー的な人材を育て、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織を結成した町会・自治会等から推薦のあった方を対象に、防災士資格の取得費や災害救援ボランティア講座の受講料を補助いたします。なお、平成28年度から現在までの実績ですが、防災士資格取得者17名、災害救援ボランティア講座受講者6名の合計23名に費用を助成いたしました。

次に、津波避難誘導看板の設置になります。

平成27年6月に作成した津波避難計画に基づき、津波避難施設等への誘導表示の整備を行います。今年度は引き続き浸水予想地域内に25基の整備を行う予定です。なお、現在は門型の津波避難誘導看板（地図付き）を25基し、それを補助する誘導看板を50基整備済みでございます。

最後に、防災用井戸の整備になります。

災害時の飲料水や生活水の確保のため、市内28か所に防災用井戸を設置してございます。停電時でも井戸ポンプが動作できるよう、設置しております非常用発電機の老朽化したものにつきまして更新を行うものでございます。

以上が今年度の防災に関する主な事業となります。

以上でございます。

○議長（市長）

30年度の船橋市の取組みをご説明させていただきましたけれども、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

（挙手なし）

よろしいでしょうか。それでは、ないようでございますので、本日の審議事項・報告事項については以上とさせていただきます。

この際でございますので、船橋市がもしも、大阪のような地震があった場合にどういった支援を受ける体制になっているかということについて、私の方からご紹介をさせていただきますと思います。

船橋市は今、中核市でございますけれども、現在中核市が全国で54市ございまして、相互援助協定の締結をしております。54市を6つのチームに分けて船橋市の場合は平成25年に一番最初に取組みを始めましたけれども、第5応援チームというところに分類され、秋田市、金沢市、西宮市、和歌山市、下関市、宮崎市、佐世保市、

川口市のグループに所属しております。これは全国散らばった形になっておりますけれども、阪神淡路大震災の時に、例えば京都に近くのアサギから応援要請を行った時にアサギにだけ応援をして良いのかという迷いがあったという記録がありまして、やはりその時に相互応援の相手をしっかり決めておくことで迅速に出来るであろうということによってこういった取り組みが始まっております。今回の大阪の地震におきましても、第5応援チームの中で、西宮市が被災地に入っており、当日、私どもの方からも直接やり取りはしましたけれども、今、第5応援チームの会長市は下関市になっておりまして当日のお昼過ぎには、会長市から西宮市に問い合わせをして、西宮市の方からは今回の地震では相互応援の支援は必要ありませんと返事をいただいて、船橋市の方も動かなかったという形になっております。

ですから、逆に船橋市が大きな地震に見舞われた時は、離れた市のところで会長市が主体となって、そこから船橋市の災害対策本部の方に連絡が入って必要な応援を各地からお願いする体制となっております。一応、そういった形となっておりますので、十分ではございませんが、迅速な対応がとられているということをご委員の皆様にご承知おきいただければと思っております。そして、今回の大阪の地震ではライフラインに大きな被害があり、最大で17万件の停電、また11万戸以上でガスの供給がされなかった、また、高槻市と箕面市で断水となる被害が発生をしております。

そこで、本日お越しいただいているライフライン事業を担当されている委員の皆様方に、大地震に備えた事前の対策や発災時の対応、復旧までにかかる期間の見込みについて、お話しさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、千葉県水道局船橋水道事務所様からお願いいたします。

○千葉県水道局船橋水道事務所（秋場委員）

それでは、千葉県水道局船橋水道事務所でございます。まず、現在の水道局の震災対策、それから耐震化の状況でございますが、当局は千葉県水道事業の中期経営計画を28年度から32年度にかけて定めておりまして、管路の耐震化につきまして平成18年度から継手は耐震継手を全面的に採用して耐震化を図っております。東日本大震災の際には湾岸埋立地域で液状化が発生し甚大な被害が生じたことを踏まえまして湾岸埋立地域の管路の耐震化を優先して進めているところでございます。

現在の耐震化の状況でございますが、湾岸埋立地域の管路、耐震化率は平成28年度で36.5%、これを平成32年度には51.5%に目標を定めて事業を進めているところでございます。

続きまして、今回のような大地震の場合の対応について、基本的な流れについてご説明いたします。これから話します内容は水道局のHPでも公開しておりますが「震災対策基本計画 平成29年7月版」に基づいております。まず、気象庁において給水区域内の震度5強以上が発表されたとき、または当局の局長が必要と認めたとき、まず本局において震災対策本部が設置されるとともに水道事務所においては現地対策本部が設置されることになっております。船橋水道事務所の場合には本所の他に支部が3支所ございますので、本所と3支所の体制、さらに浄水場・給水場が2か所、このような形で組織を図ることになります。それぞれの組織の中に総務班、応急給水班、応急復旧班という班を設けて活動を開始します。まず、発災から24時間までの間、ここの初動体制に関しましては被害の調査、管路のパトロール等を行います。応急の給水といたしましては断水・減水区域を想定把握するとともに給水の計画を立てて重要施設には給水を開始いたします。それから、応急復旧、これは緊急工事業者へ

の要請を図ったり、2次災害の防止を図ります。さらに24時間から3日までの間に関しては、応急給水に対しては重要施設、避難所、断水区域への給水を精力的に行います。また応急復旧に関しましては、幹線と言われる管路や避難所、医療施設に通じる管路、これの復旧を主に行っていきます。その後、順次復旧に合わせて事業を進めていきまして、基本的には上流側から応急復旧、仮設給水栓の設置等を行っていきます。最終的には発災から最大4週間以内を目途に平常給水ができるように目標を定めているところでございます。この4週間の目標を定めた一つ理由は水道技術研究センターのマニュアルにも載っているのですが、阪神淡路大震災において断水期間が4週間を超えると不安や焦りの声、水汲みがつらい等の多くの声が寄せられたということがございまして、復旧にあたっては4週間以内を目標に定めたところでございます。

また、当局で対応が困難な場合につきましては、災害時の相互応援協定を県内の水道事業体、また全国の水道事業体で組織する（公社）日本水道協会、また東京都水道局をはじめとした近隣首都圏の大規模水道事業体等とも協定を結んでおりまして、災害時に応援を受ける体制を整えているところでございます。

水道局からは以上でございます。

○議長（市長）

ありがとうございました。続いて、東日本電信電話株式会社千葉事業部様から電話に関してお願いいたします。

○東日本電信電話株式会社千葉事業部（安藤委員）

NTTの安藤です。よろしく申し上げます。

まず、耐震対策はどうなっているかとのことですが、ビルに関しては震度7まで耐えられるよう設計をし、なおかつ、定期的なメンテナンスを引き続き行っております。それから、電源の確保が非常に重要になってきますけれども、重要ビルと全国と繋ぐような、かなり高いビルについては、電源も屋上に設置する等、水害にも強いと言える形もとったりしています。なおかつ、ネットワーク、このものについても東日本大震災の時にも2重化でネットワークを作っておりましたら、2重化ともやられてしまった経験がありまして、3重化目のルートを作る形で進めております。

一般的には、皆様のごところに電柱があると思っておりますけれども、これについても東京電力とともに定期的なメンテナンスとして柱の建替をしております。道路についても、緊急道路と指定された道路については行政や国土交通省とともに地下化する等といったことを一緒に進めさせていただいております。

続いて、今回の大阪のような震災があった場合はどうなるかということですが、「災害用伝言ダイヤル」これは、発災が8時2分前ぐらいだったと思っておりますが、8時10分には全国展開でできるような形をとっております。もちろん、このことは各マスコミ各社にお知らせをしてテレビを通じてでも連絡ができるという形をとらせていただいております。

その他、船橋管内にもたくさんつけさせていただきました特設公衆電話も避難した場合、すぐにその電話を使っただけでいい形をとっております。しかし、その電話自体の線が使えない状況があった時には、我々の方から衛星無線機等を使って現地に持っていくといった形をとらせていただけるように考えております。

それから、参集に関して申し上げますと我々の場合は、首都圏で震度5強があった場合は、当てられたメンバーは自動参集となっており、災害対策室に入る体制になっ

ております。震度6弱が地方圏ということですが、この場合は地方圏で震災が起きた場合も首都圏のメンバーが震度6弱で入るといった全国的に体制をとる状況になっております。なお、東日本自体で何か大きな問題があった場合はグループを挙げて西日本からも応援がくるといった形になっております。

発災直後は、我々もバイク隊を用意いたしまして、バイクで毎回訓練をしておりますが、バイクで現地の視察をして状況把握をし、映像も含めて報告する形をとっております。また、マルチヘリといって我々が使っております、いわゆるドローンも使いながら、現地等の状況を把握して次に打てる手を打っております。ケーブルだけではなく、無線機を使いながらも復旧を進めていることをご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（市長）

ありがとうございました。続いて、東京電力パワーグリッド株式会社様から電気に関してお願いいたします。

○東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社（杉山委員）

東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社の杉山です。よろしく申し上げます。

まず、6月18日に発生した大阪での地震でございますが、7時58分に発生した影響は、先ほど市長からもございましたが、大阪府下を中心に最大で17万件の停電が発生いたしました。2時間45分後の10時43分に全送完了、復旧している状況でございます。

現在の震災対策、耐震化の状況でございますが、基本的な当社の電気設備に関しては技術基準に基づいて設計・建設を進めておりまして、それに基づいたメンテナンスを実行しております。東日本大震災においては、一部の設備で設備損壊等が発生したことから東日本大震災の地震動をベースに電力系統の重要性を踏まえた優先順位づけを行い、必要な設備には対策を実施しているところでございます。

続きまして、大地震の対応についてでございますが、大地震が発生した場合は非常態勢を発令し、社内に非常災害対策本部を設置し、被災した設備の状況、あるいは停電状況を把握することに努めて復旧活動を行うことを原則としております。

船橋市との連絡については、防災行政無線、あるいはホットラインを通じて復旧状況及び復旧見込みについて定期的に共有を行っていきたくと考えております。

市民の皆様に対しては感電事故及び漏電による出火を防止するため、切れた電線に触れない、あるいは避難する際はブレーカーを切る等の注意喚起を行うとともに復旧状況及び復旧見込みについて市の防災無線、各社報道機関、当社ホームページにてすみやかに周知を実施してまいります。

電力供給につきましては、可能な限り私どもの考え方として継続するということがあります。その中で停電エリアと停電時間の極小化を図る予定でございます。ただし、送電が危険であると認められた場合は、関係機関へ連絡するとともに送電を停止するなど必要な措置を講じてまいります。

3点目の復旧の見込みでございますが、これについては一概に申し上げることはできませんが、被害状況によって所要期間は異なりますけれども過去の実績ということで申し上げますと、阪神淡路大震災では地震発生後6日間、東日本大震災では地震発生後7日間で被災地全域への応急送電が完了しているところでございます。そういっ

たことを一つの目安にしていただければと思います。
以上でございます。

○議長（市長）

ありがとうございました。最後に京葉ガス株式会社様からガスに関してお願いいたします。

○京葉ガス株式会社供給企画部災害対策室（斎藤委員）

京葉ガス株式会社供給企画部災害対策室の斎藤です。まず、大阪の地震による影響ですが、全国では都市ガス事業者が200数社ございまして、今回被災されたのが業界で2番目に大きい大阪ガスというところでございます。119,951件のお客様のガスが供給停止いたしまして、大阪ガスの発表によりますと、復旧に要した日数は7日間ということで、今回おそらくこの皆様の中で最も長い期間を要したというところでございます。どういった経緯でこのような期間を要したかはこの後に地震が起こった際のフローを簡単にご説明させていただいて、そういったことをしていたのかということをご理解いただけるかと思いますが、まず、地震が起こった際の対応でございますけれども、都市ガスを扱っている性質上、被害がなければ、そのまま供給を継続しますが、ある一定規模の大きな地震が起きた場合、一時的にガスを止めるという作業を業界を通じてさせていただいております。

ご家庭にありますガスメーターにマイコンメーターというものがあり、まずそちらに地震計がついており震度5くらいでガスを止めるという機構がございます。ただ、こちらについては特に異常がなければ、お客様の操作によって元に戻すことができますので、そういった点においては、即時復旧が可能です。

しかしながら、阪神淡路大震災の時に定められた国の基準によりますと、震度6弱を目安とした地震が発生した場合、地域のガスを一旦止めることを行っております。今回の大阪ガスについても、震度6弱を記録しており、地域全体のガスを止めたとうかがっております。

一旦ガスを停止した後は、まず道路上のガス管の健全性確認をし、すべてのガス管にもれがないかを確認後、一軒一軒のお客様のお宅を訪問しご家庭内でのガス設備に異常がないか安全確認をさせていただく作業がございます。今回、ガスを止めたご家庭が119,951件でございますから、そのすべてのお客様を一軒一軒訪問し、ガス設備の安全確認をした後にガスを流すといった作業を要した時間ということで7日間というところです。一斉に7日間かけてガスが復旧した訳ではなく、早いお客様では4日後ぐらいには開通している訳ですが、最後のお客様の開通確認がされたのが7日後ということでした。

基本的に時間を短縮するための取組みとして、単独のガス会社だけで直すものではなく、予め全国で復旧体制と救援体制を構築しております。実は私も発災翌日に現地入りいたしまして、今週の始めに帰ってきたところでございますが、京葉ガスからも100名近くの要員を派遣いたしまして、ガス管の健全作業を行ってまいりました。

実際に大阪ガスで救援活動を行った社員の方が2,400名で、全国から2,700名が翌日や翌々日には全国から参集いたしまして安全確認作業に入ったものでございます。ただ、私が従事した箇所ですと、道路上のガス管につきましては、ほぼ健全でございまして、特に異常はございませんでしたので即日復旧いたしました。またご家庭内のガス設備につきましても特段異常があったということはござい

せんでしたので、そのような確認作業に時間を要したというところが現実ではないかと思うところでございます。

現在、震度6弱でガスを止めるという基準を今年の3月に国が基準の見直しを図っております。先ほど、冒頭で申した通り、阪神淡路大震災の折に設けた基準となり、あれから20年が経っております。ガス設備も耐震化が進んでおり、近年では同規模の地震ですと、ほぼ被害がなく、先般の熊本地震でも一旦、ガスを止めたものの調べてみたらほぼ被害がなかったということが分かっておりますので、この基準をもう少し引き上げようかと言われていた直後の地震でございました。

当社といたしましても、震度6弱でガスを止める基準となっておりますが、見直しを図り、なるべく影響の最小化を図っていくことを今後進めていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（市長）

ありがとうございました。今回初めてライフライン関係者の方々のこれまでの取り組み等をご紹介させていただきました。この防災会議につきましても、より内容を充実させるために今後もこのような内容を織り交ぜながら、取り組んでまいりたいと考えておりますので、改めてよろしくお願い申し上げます。

何かご意見等はございませんでしょうか。それでは長時間に渡りましてありがとうございました。これをもちまして、本日の会議を終了させていただきます。これからもよろしくお願いいたします。

○事務局（危機管理課 課長補佐）

ご審議ありがとうございました。以上をもちまして船橋市防災会議を終了いたします。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席賜りまして誠にありがとうございました。

これをもちまして散会いたします。